

HELLO WORK information 1

月刊 ハローワーク中津 中津公共職業安定所広報 2025年1月号

contents

- ① 明示すべき労働条件が追加されています P 1
- ② 障害者雇用率にかかる除外率が引き下げられます P 2
- ③ 労働保険料は口座振替が便利です P 2
- ④ 最低賃金引き上げに伴う支援・後押しの紹介 P 3
- ⑤ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のお知らせ P 3
- ⑥ 管内労働市場の状況 P 4
- ⑦ セミナー、各種相談会のお知らせ P 4



中津大神宮・中津神社

1

《事業主の皆さまへ》

募集時などに明示すべき労働条件が追加されています

職業安定法施行規則の改正により 2024（令和6）年4月以降、ハローワークに求人申請を行う場合などに、明示しなければならない労働条件が追加されていますのでご注意ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

採用後、将来の配置転換など雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には「業務内容」欄に**変更後の業務**を明示してください。採用後に**業務内容を変更する予定がない場合は変更範囲：変更なし**と明示してください。

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、「就業場所」欄に**変更範囲**を明示してください。

※「変更の範囲」とは雇入れ直後だけでなく将来の配置転換など今後の見込みも含めた締結する労働契約期間中での変更の範囲のことです。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準 ※

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約期間」欄に更新の有無を明示してください。
- ・更新継続が期待される場合は、「原則更新」、または更新の可能性はあるもののそれが確実でない場合は「条件付きで更新あり」等を明示してください。

■原則更新の場合は次のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限
更新上限：有（**通算契約期間●年／更新回数▲回**）
※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は次のように明示してください。

具体的な更新条件を記載

有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限
更新上限：有（**通算契約期間●年／更新回数▲回**）
※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

最低限明示しなければならない労働条件 追加された明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	〔雇入れ直後〕 一般事務 〔変更の範囲〕 ●●事務 ……①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●●年/更新回数の上限 ●●回） ……③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	〔雇入れ直後〕 東京本社 〔変更の範囲〕 ●●支社 ……②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 雇労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企業業務型雇労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く前) (2) ●●手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲●円を支給） (3) ●●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
労働環境防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	○株式会社
〔募集要項として記載する募集内容の凡例〕	〔雇用形態：派遣労働者〕というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。〕

【明示するタイミング等】

- ・ハローワークや職業紹介事業者への求人の申込み、自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、追加された労働条件を明示しなければなりません。
- ・ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- ・また、面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります。

2

《事業主の皆さまへ》

障害者の雇用率にかかる除外率が引き下げられます

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率にかかる除外率の引き下げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせします。

除外率の引き下げ

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、**令和7年4月1日から以下のように変わります。**（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

障害者雇用のための事業主支援の強化

障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができます。

障害者雇用相談援助事業の概要

都道府県労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して、雇入れやその雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する相談援助を行います。

【支援対象となる事業主】

法定雇用率未達成企業（特に障害者の雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）、中小企業、除外率設定業種の企業（特に除外率引下げによる影響の大きい企業））等

3

《事業主の皆さまへ》

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

2025（令和7）年度より対象金融機関にインターネット専業銀行として初めて、「**GMOあおぞらネット銀行**」が加わります。

※インターネット専業銀行での口座振替をお申し込みの場合、申込み方法が通常と異なります。詳細は厚生労働省ウェブサイトでご確認をお願いします。



口座振替による納付のメリット

- 金融機関の窓口へ出向く手間や待ち時間が解消され、納付の忘れや遅れもなくなります。
 - * 手数料はかかりません。一度手続きを行えば次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
 - * 年度更新時に窓口での現金領収を原則行わないため、金融機関での納付となります。
- 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

● 2025（令和7）年度全期又は第1期から新規に口座振替を希望される場合は、申込用紙「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書」を指定預金口座の取扱金融機関へ**2025（令和7）年2月25日（火）までに**提出してください。

● 申込用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロード、若しくは労働局徴収室と労働基準監督署において入手できます。また取扱金融機関については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

【お問合せ先】 大分労働局総務部 労働保険徴収室 ☎097-536-7095

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

4

《事業主の皆さまへ》

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しの紹介

厚生労働省、中小企業庁の、最低賃金引き上げを受け賃上げに取り組む皆様へ助成金、補助金制度をご紹介します。是非ご利用ください（R6.8時点）。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

→申請先：大分労働局雇用環境・均等室 097-532-4025

→問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

キャリアアップ助成金（賃金規定等改訂コース）

賃金規定等を改訂し、非正規労働者の基本給を3%以上賃上げする場合の助成金制度です。

→問い合わせ先：大分労働局 大分助成金センター 097-535-2100

IT導入補助金

最低賃金の引き上げを受けて、最低賃金引き上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

→問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-376

中小企業省力化投資補助金

人手不足の解決に向け、カタログから選ぶ即効性のある省力化投資を支援します。

→問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター 0570-099-660

具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

5

《事業主の皆さまへ》

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のお知らせ

障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている企業の一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。



養成講座の概要

内 容	「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
メリット	精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
講座時間	60分～90分程度(講義45分～75分、質疑応答15分程度)
受講対象	企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。 ※今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
講座の種類	集合講座 県下の会場において実施します。(開催日等は、労働局HPでご確認ください。)
	出前講座 講師が事業所に出向きます。(事業所単位で、直接お申し込みください。)



■まず基礎知識を学びたい

しごとサポーターeラーニング [検索](#)

■開催日等の確認、お申し込みは大分労働局ホームページをご覧ください。

大分労働局 職業対策課 097-535-2090

大分労働局 [検索](#)

6 管内労働市場の状況

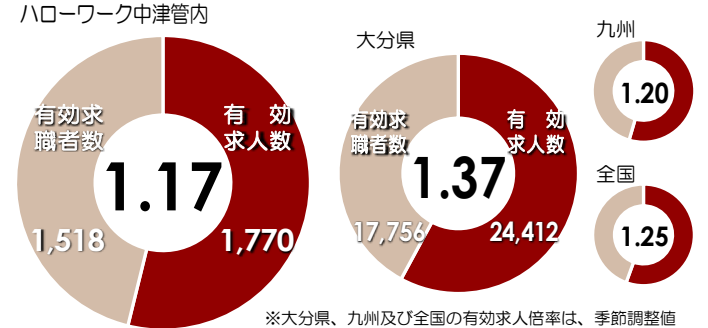
■職業紹介関係 (11月)

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	307	382	335	▲ 28
月間有効求職者数	1,518	1,580	1,496	22
新規求人数	663	664	720	▲ 57
月間有効求人数	1,770	1,698	1,925	▲ 155
新規求人倍率	2.16	1.74	2.15	0.01
有効求人倍率	1.17	1.07	1.29	▲ 0.12
紹介件数	296	372	330	▲ 34
就職件数	123	139	130	▲ 7

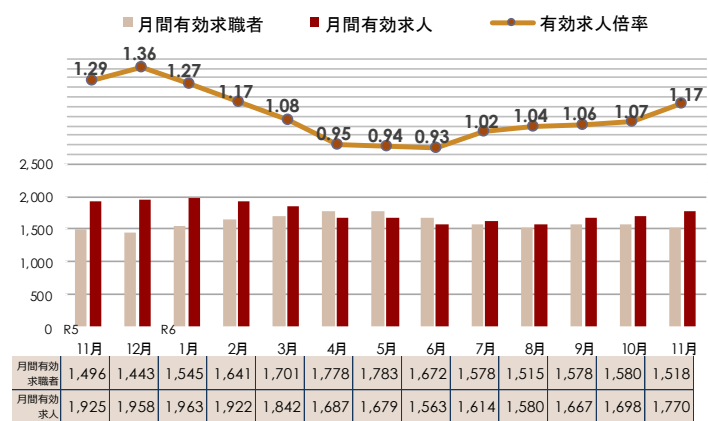
■雇用保険関係 (11月)

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	1,513	1,511	1,512	1
月末被保険者数	24,825	24,783	24,860	▲ 35
受給資格決定件数	95	109	89	6
受給者実人員	332	354	380	▲ 48

■有効求人倍率 (11月)



有効求人倍率/求人・求職の推移 (令和5年11月～令和6年11月)



7 セミナー、各種相談会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

1/21 (火)

13:30~15:30 セミナー
15:30~16:30 個別相談
会場:ハローワーク中津会議室

再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等しながら実践力を身につける専門講師によるセミナー(定員各15名)定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。【申込み】ハローワーク中津受付まで

福祉のしごと相談会 当日付

1/17 (金)

13:00~15:00
会場:ハローワーク中津面接室

福祉関係の職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。
【問】大分県福祉人材センター ☎ 097-552-7000

看護職の就職相談会 当日受付

1/21 (火)

10:00~12:00 会場:ハローワーク中津面接室
ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供を行っています。
【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

心理カウンセリング 事前予約

1/10・17・24 (金)

13:00~16:00 会場:ハローワーク中津相談コーナー
就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士の相談やアドバイスが受けられます。【予約】ハローワーク中津まで

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

1/14 (火)

13:00~16:00 会場:ハローワーク中津会議室または面接室
働くことに悩みを抱えている15~49歳までの方へのキャリア・コンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。
【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-533-2622